

■ 平成 29 年度 第 1 回新潟市福祉有償運送運営協議会

日時：平成 29 年 7 月 12 日（水）午後 2 時～

会場：白山会館 胡蝶の間

（司 会）

定刻より少し早いですが、資料の確認を先にさせていただいてよろしいでしょうか。本日使用いたします資料を机の上に配布しておりますが、クリップ留めの次第の裏面が座席表になっており、こちらに資料 1-1 と資料 1-2 がついております。続きまして、たくさん資料がありますが、登録申請に係る協議資料として、「特定非営利活動法人ミラクル福祉会」が協議 1、右肩に協議 2 とあるクリップ留めのものが「ささえあいコミュニティ生活共同組合新潟」。続きまして協議 3 が「フレンドランド福祉会」、その次に協議 4 が「中東福祉会」、協議 5 としまして「更生慈仁会」、協議 6 としまして「中蒲原福祉会」、協議 7 としまして「新潟太陽福祉会」、協議 8 としまして「こころ楽楽」。一番下に薄いホチキス留めになっている協議 9 が「特定非営利活動法人グリーン」と、クリップ留めになっている報告 1 とあるもの。ご確認いただき、不足等がございましたら事務局にお申し出ください。今回は数が多くなっており、恐縮ですが、特に不足等は大丈夫でしょうか。

本日の資料につきましては、個人情報が含まれておりますので、持ち帰らずに机の上に置いてくださいますようお願いいたします。また、本日も、会議録作成のため録音をさせていただきます。

ただいまから平成 29 年度第 1 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、新潟市福祉総務課の大谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ご多忙の中、委員の皆様よりお集まりいただきましてありがとうございます。はじめに、事務局から一言申し上げます。

（福祉総務課長）

皆さんこんにちは。新潟市福祉総務課長の板垣と申します。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回から委員お二人が替わられておまして、新潟県ハイヤー・タクシー協会の鈴木久夫専務理事様、それから新潟市福祉部福祉管理課の小山朗課長、このお二人から新しい委員としてご参加いただくことになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の協議会でございますけれども、議題としましては、新規登録申請が1件ございます。それから、運送区域の拡大申請が1団体、更新登録が6団体ございまして、登録内容の変更申請が1団体ございます。最後、平成28年度下半期の実績報告ということで、本日の議題となっております。どうぞ皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(司 会)

課長から申し上げましたが、7月1日から前委員の退職により新潟県ハイヤー・タクシー協会の鈴木久夫専務理事に、4月1日から人事異動に伴いまして新潟市福祉部福祉監査課の小山朗課長に、新潟市福祉有償運送運営協議会委員の委嘱を受けていただき、本日出席いただいています。恐れ入りますが、お二人から一言ずつお願いいたします。まず、鈴木委員からお願いいたします。

(鈴木久夫委員)

県のハイヤー・タクシー協会の鈴木と申します。今日、久しぶりにここに出ましたので、委員の数がすごく少ないと思いました。ハイヤー協会だけで、事業者で4名、組合が2名ということで、6名くらい来ていたのですけれども、その分も含めて人数が少なくなったのかなど、今つくづく思って、そういう面では責任も重くなったのだろうと感じています。

昨日、日報に載っていましたが、市で女性の登用が進んで、着実にポイントも上がっているという段階で、私どももそれに賛同して女性の課長を委員として出したのですけれども、どうしてもならぬ用事があって退職ということになりました。今の平の職員、平と言うと少し言い方は悪いのですけれども、役付きでない職員が女性で一人いるのですけれども、うちで筆頭副会長の佐藤も出ているので、複数なので、できればという考えもあったのですけれども、もう少し勉強させたうえで、将来は女性からも参加してもらおうかなと考えています。

また、同じく公共交通協議会の委員も結局は交替ということになったので、久しぶりですけれども、若干経験だけはありますので、頑張りたいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。では、小山委員、お願いいたします。

(小山委員)

福祉監査課長の小山と申します。4月1日付けで課長として福祉管理課にまいりましたので、ここのお仲間させていただくことになります。ご存知かもしれませんが、社会福祉法人の設立や指導監査等で、社会福祉法人の皆様中心にお世話になっている部署でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

本日は、藤瀬委員、岩森委員、福島委員から欠席のご連絡をいただいております。11名の委員のうち8名の委員の皆様がご出席されておりまして、規則第6条第2項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、議事に入る前に、次第2の事務局連絡としまして、前回の運営協議会及び平成29年度第1回小委員会でもいただいた質問等について、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。

(事務局)

新潟市福祉総務課の田村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、前回の運営協議会において、「特定非営利活動法人C I L新潟」の更新登録協議の際に、使用車両が法人の理事長個人の所有であることにつきまして、新潟市福祉有償運送運営協議会の運営指針のどの表記で読み取るのか分かりづらいというご指摘がございました。

そこで、今、運営指針を机上に配らせていただいているのですが、この運営指針の3ページをご覧くださいませでしょうか。運営指針の3ページ、使用車両とございまして、真ん中に

(2) 使用権原とございます。「特定非営利活動法人C I L新潟」のケースは、理事長という法人を代表する立場の方が、法人内の取り決めで個人所有の車両を法人事業のために提供している状況、つまり理事長個人所有車両ではありますが、使用権は実施主体である法人が有していると言える状況でありまして、こちらの指針3ページの(2)使用権原にありますとおり「使用する車両の使用権原(所有権、賃借権等の使用権)は、実施主体が有するものとする」、この部分に当てはまるものでございます。今後、同様、類似のケースがあった場合、指針のどの部分に照らして可、または不可なのか、事務局として明確に説明できるようにしてまいりたいと思っております。

続いて、新規登録申請、運送地域拡大申請の事前協議のために、今年6月6日に開催した平成29年度新潟市福祉有償運送運営協議会第1回小委員会におきまして、複数乗車の場合の対価について分かりやすい典型的な表現を実施団体に対して示したほうがよいのではというご意見をいただきました。そこで、資料1-1及び資料1-2、A4縦の両面になっている資料なのですが、そちらを複数乗車の場合の対価の表示の例として参考に提示しまして、実施団体に配布したいと考えております。

(司 会)

ただいま、事務局から、前回運営協議会及び平成29年度第1回小委員会でものご質問等について説明をさせていただきましたが、何かご質問やご意見等はございますか。特によろし

いでしょうか。

では、お配りしました資料1-1、資料1-2のような形で、事務局の連絡事項の取扱いにつきましては説明のとおりとさせていただき、この資料1-1、1-2について、各団体にお配りしたいと思っております。

では、続きまして3番の議事に移らせていただきたいと思います。これからは、会長より議事進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、3、議事(1)福祉有償輸送の新規登録申請についてです。

「特定非営利活動法人新潟ミラクル福祉会」の新規の登録について協議するにあたり、先日行われた小委員会についても併せて事務局から説明していただきたいと思います。団体の方への質疑の中でも必要に応じて発言を求めることとしますので、ご承知おき願います。では、事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

〈「特定非営利活動法人新潟ミラクル福祉会」の新規登録申請について、資料に基づき説明〉

なお、こちらの新規登録申請書類一式のうち、定款につきましては、事業の部分に福祉有償運送事業を追加する手続きを現在行っておりまして、手続きが完了し次第、新潟県提出前に差し替えを行う予定です。

続きまして、先日6月6日に行われた小委員会のご報告ですが、二つご質問がありました。一つ目は、現在の利用会員名簿に知的障がい者の記載はないのですが、運送を必要とする理由に知的障がい者についての記載があるのはどうしてでしょうかということだったのですが、その回答としましては、法人の運営する地域活動支援センターの利用者に知的障がい者の方もいらっしゃる、現在利用契約はしていないが、今後契約する見込みのため記載したということでした。

二つ目として、先ほどの事務局連絡で申し上げたとおり、複数乗車の場合の対価について、分かりやすい典型的な表現を実施団体に対し示したほうがよいのではというご意見をいただきましたので、資料1-1及び1-2を複数乗車の場合の対価の表示の例として、参考に実施団体に配布していきたいと思っております。なお、こちらの団体としましては、現在ご夫婦で登録されている利用会員について複数乗車になるケースを想定しているとのことでした。

(会長)

説明ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(竹村委員)

今の説明で大体了解いたしましたして、事前にお送りいただいた資料を拝見しております、3点ほどお話をさせていただきます。

まず、使用する車両です。「800 す 6775」、これは車検証がついているのですけれども、実は、団体の住所が、今は東区の豊というところになっていますが、この車検証だと東区石山団地になっていきますので、これを変更していただく必要があるかと思えます。道路運送車両法という法律で、車の車検証の情報が変わったときには変更してくださいということがありますので、これ、県に申請される前であるが一番いいのですけれども、もし申請の後でということであれば、県への申請に登録後変更しますという誓約書か何かを入れていただければいいかなと思えます。

もう2点なのですけれども、これは、実は団体というよりは事務局をお願いしたほうがいいお話をかなと思うのですけれども、様式の6号をご覧くださいますと、2番目のところに「事故処理連絡体制」というものがあります。これは、ほかの団体も同じものを使っているのですが、万が一事故があったときの連絡体制の表です。これを見ると、地域公共交通会議、あるいは運営協議会、そして新潟県となっていますが、実は事務局のある新潟市福祉部にご連絡いただくのが一番重要かなと思っております、新潟市のお名前もここに書いていただいて、万が一のときには連絡をもらえるように、これはほかの団体もすべて同じでございます。

もう一つが、様式の第9号です。「自動車登録簿」というものがあります。これを見ると、車の所有者のことが謳われているのですが、実は規定上重要なのは、所有者ではなくて使用者です。それぞれの団体で使う車、使用する権原があることの確認を行っていますので、ここは所有者ではなく使用者を記載していただきます。実際、中身にNPO法人ミラクルになっています。ミラクルは、所有者でなく使用者になっていますので、中身的には問題ないと思えますが、以上3点、お願いいたします。

(事務局)

ただいまご指摘のあった部分、事務局で対応させていただきたいと思えます。

(会 長)

ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら、先ほど指摘された3点を修正していただき、県への申請準備をお願いいたします。すみません。この3点を修正すれば、特に問題ないとしてよろしいでしょうか。特に異議はないようですので、3点の修正を行ったうえで、県への申請の準備をお願いいたします。

続きまして、3、議事(2)福祉有償運送の運送区域拡大申請についてです。「ささえあ

いコミュニティ生活協同組合新潟」の運送区域拡大について協議するにあたり、先日行われた小委員会について併せて事務局から説明をしていただきます。団体の方への質疑の中でも必要に応じて発言を求めることにしますので、ご承知おき願います。それでは、説明をお願いします。

(事務局)

〈「ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟」の運送区域拡大申請について、資料に基づき説明〉

続きまして、先日6月6日に行われました小委員会のご報告ですが、二つご質問がございました。一つ目は、事務所「ささえあいわやま」は、車両が4台で利用会員数も3事業所の中で一番多いのですが、運転者が2名であるということで、運転者を増やす見込みはあるのかということでした。その回答としましては、国認定講習に5名申し込みをされたのですが、認定の人数の枠がありまして、2名しか受講できなかったため、今後の講習開催時に申し込み、運転者を増やしていきたいということでした。

二つ目は、運送の対価については、佐渡市でも走行1キロ当たり150円で行っているのかということで、回答としましては、そのとおりですということでした。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(竹村委員)

1点お話をさせていただきます。車両番号が「新潟 580 よ 6488」です。これの保険の期間が平成29年6月10日で満了されているのですが、これを更新されているかどうか確認をしていただいて、更新されていれば申請の時には差し替えて出してください。更新をされていなければ、至急更新をしていただきたいと思います。

(事務局)

すみません。提出の日付が5月30日で、その時点で確認をしていたのですが、その後の書類の差し替えに不備がありまして、必ず確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

ほかにごございますでしょうか。

書類の確認をしていただいて、差し替えるという条件の下では特に問題がないように思いますので、協議が調ったと判断してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。調ったところで認められましたので、団体は県への申請準備を進めていただければと思います。

続きまして、(3) 福祉有償運送の更新登録申請についてです。今回、更新登録について6件の協議依頼がありました。まず、「社会福祉法人フレンドランド福祉会」です。登録の更新について協議するにあたり、実績報告も併せて事務局から説明をしていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

(事務局)

〈「社会福祉法人フレンドランド福祉会」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご意見等はございますでしょうか。基本的なことなのですが、この更新というのは何年に一度なのでしょうか。

(事務局)

3年に一度でございます。

(会 長)

ありがとうございます。ちなみに3年前と変わった点というのはあるのですか。

(事務局)

細かく車両の台数ですとか、運転者の人数、利用会員の人数等は増減等がございますけれども、大きな変更はないという形で、こちらで現地確認させていただいた際も、3年前と同様に福祉有償運送を実施されていると、事務局としては確認させていただいているところで

す。

(会 長)

ありがとうございます。何か、ご意見はございますでしょうか。

申請内容に特に問題がないようですので、これで協議が調ったものと思いたいますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、県への申請準備をお願いいたします。

続きまして、「社会福祉法人中東福祉会」の更新登録について説明をお願いいたします。

(事務局)

〈「社会福祉法人中東福祉会」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

申請内容に特に問題がないようですので、協議が調ったものと思いたいますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、県への申請準備をお願いいたします。

続きまして、3番目の「社会福祉法人更生慈仁会」の更新登録の申請について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

〈「社会福祉法人更生慈仁会」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

申請内容に特に問題ないようですので、これで協議が調ったものと思いたいますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、県への申請準備をお願いいたします。

続きまして「社会福祉法人中蒲原福祉会」の更新登録申請について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

〈「社会福祉法人中蒲原福祉会」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見はございますでしょうか。

申請内容に特に問題がないようですので、これで協議が調ったものと思いたいますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、申請準備をお願いいたします。

続きまして、「社会福祉法人新潟太陽福祉会」の更新登録申請について、ご説明をお願い

いたします。

(事務局)

〈「社会福祉法人新潟太陽福祉会」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

申請内容に特に問題はないようですので、これで協議が調ったものと思いたいますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、県への申請準備をお願いいたします。

最後に六つ目で、「特定非営利活動法人こころ楽楽」の更新登録申請について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

〈「特定非営利活動法人こころ楽楽」の更新登録申請について、平成 28 年度下半期の実績報告と併せて、資料に基づき説明〉

(会 長)

説明ありがとうございます。ただいまのご説明に関して、ご質問等がございましたらお願いいたします。

申請内容に特に問題がないようですので、これで協議が調ったものと思いたいますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、申請準備をお願いいたします。続きまして、3、議事の(4)新潟市福祉有償運送運営協議会への協議依頼についてです。「特定非営利活動法人グリーン」から、運送の対価の変更について協議依頼がありました。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局からご説明させていただきます。資料で、四角囲みの協議9というものをご覧ください。ホチキス留めされている資料で、四角囲みの協議9というものです。こちらの2ページ目をご覧ください。

「特定非営利活動法人グリーン」は、東区に事務所がございますが、遠距離の運送の比率

が多くなっており、西区、西蒲区の2区の合計が全体の約30パーセントを占めているという状態ということです。こういった影響もございまして、福祉有償運送について赤字の運営が続いているということなのですが、赤字幅をできるだけ減らすために、運送の対価を一人乗車の場合は一人1キロ当たり40円から50円に、二人乗車の場合は一人1キロ当たり35円から45円に、3人乗車の場合は一人1キロ当たり30円から40円に変更したいという協議依頼です。

具体的な利用料金につきましては、資料の3ページから6ページの部分で、料金表という形で2キロ、3キロ、5キロ、10キロ、20キロごとにいくらということが表記されておりますが、このように旧の状態から、旧が3ページ目、4ページ目なのですが、その次の5ページ、6ページが新ということで、金額を上げたときにこのような金額になるという表を挙げてこられております。このように運送に対する対価の変更をしたいという協議依頼でございます。以上です。

(会 長)

ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問等はございますでしょうか。

それでは私からですが、赤字が11万円から6万7,000円に減るとのことですが、0にする必要はないのですか。もう少し上げてもいいのかなと思ったのですが。

(特定非営利活動法人グリーン)

よろしいですか。いずれはそういう格好にいきたいのですけれども、利用者様の支払う金額の額ですね。それがあまりにも大き過ぎるとなると、なかなかその辺の支払いが厳しくなるのではないかなということで、とりあえず今回は50円ということなのです。

(会 長)

分かりました。ありがとうございます。利用者の急激な負担を抑えるというご配慮があるそうです。ほかに何かございますでしょうか。

(鈴木久夫委員)

先ほどの説明だと、複数乗車の際の考え方というのが示されたようですけれども、それとこれは別々でいいのかということが一つと、それから、先ほど150円というのがありましたよね。佐渡で150円でやっているということであったのですけれども、佐渡と新潟とは違うのかもしれませんが、そういうものと比べれば金額的にはそう高くない感じもするのですけれども、ただ、負担能力というのはそれぞれ、あるいはこの経緯などはそれぞれ違うでしょうから、いろいろな勘定とか経緯とかを考えれば、最終的には施設の方が長期的にいろいろ考えて決めることなのだと思いますけれども、それはそれで考えられるかなとは思いますが、

どちらにしても基本的にはそれほどの負担ではないような気もするのですけれども、ただ複数乗車の関係のものは、その辺の整理はしなくていいのかなという感じはしてしまうのですけれども、どうなのでしょう。

(事務局)

事務局からお話し差し上げたいと思うのですけれども、基本的に、複数乗車、新潟市の登録団体の中では、ほとんど乗車人数で頭割りをされるというところが多いのですけれども、こちらのグリーンだけは二人乗車だといくらとか、三人乗車だといくらだという形で、1運行複数契約という形にされている団体でございますので、冒頭にご説明差し上げた記入例の資料1-2で、裏面に複数乗車の場合の1運行複数契約のときの事例も上げさせていただいているので、もしそのようなやり方をされたい場合は、料金表も含めてそのような形でお示しされてはいかがかなということで、今回、すべての団体に配布させていただこうと思っております。

(鈴木久夫委員)

混乱しないように分かるようにさえしておけばいいという、両方の目途をつけたのですか。

(事務局)

そうですね。複数乗車につきましては、基本的には、必ず1運行1契約で人数で割らないといけないという定めはないと思いますので、きちんと利用される方に分かりやすくお示しできることで、そういう形が一番なのかなということで、この度、資料を1-1と1-2を配布させていただこうという趣旨でございます。

(会長)

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

これは意見でも何でもないのですけれども、ご参考までにとということで、一人50円、二人45円、三人40円とありますが、複数乗ることによるお得感があまりないので、次に値上げする場合、例えば一人乗りの部分を少し高めに上げて、安く乗りたい人は複数で乗ってもらえるようにすればいいかなという感じはしますけれども。次回以降、ご検討いただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。特に問題がないようですので、これで協議が調ったものになりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、当運営協議会については、協議では合意が得られたものとさせていただきます。

4番目、報告に移ります。平成28年度下半期福祉有償運送運行状況実績報告です。現在

登録されている 17 団体の平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までの実績報告書を基に、事務局から順次実績内容の報告をしてもらい、それに対して必要に応じてご意見、ご質問を受ける形で進めていきたいと思っております。最初に登録団体全体の実績報告を事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、四角囲みで報告 1 があります「福祉有償運送登録団体実施概要一覧」という資料をご覧くださいませでしょうか。A 4 横の資料です。報告 1、福祉有償運送登録団体実施概要一覧というものです。こちらは、団体順に車両、運転者、利用会員等を、今回、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの下半期の状況を一覧という形でまとめさせていただきます。

全体の内容をご説明差し上げますと、新潟市の福祉有償運送登録団体 17 団体の合計の数字をご説明差し上げようと思うのですが、この表の一番下の合計の欄をご覧くださいませと思います。まず車両につきましては、合計台数は 105 台、この 6 か月の間で最終的には 4 台の増ということになっております。運転者につきましては、人数は合計で 222 人、増減としましては 1 名の増。利用会員数につきましては、人数は合計で 1,321 人、増減としては 43 人の増という状態でございます。

そして、平成 28 年度下半期の実績としましては、延べ利用件数は合計で 1 万 8,218 件、実利用会員数は 660 人。これは、実利用会員数の合計ではなくて月平均の人数で、この下半期の月平均で 660 人ということでございます。そして運行距離数、これは合計なのですが、22 万 8,680 キロメートル。対価につきましては、これも合計で 861 万 8,66 円です。そして、その隣に 1 件当たりの対価、運行距離数を出させていただきますけれども、1 件当たりの対価は 473.1 円、運行距離数は 12.6 キロメートルという 1 件当たりの数字を出させていただきます。事故報告、苦情報告、どちらもなしであります。

そして、その他届出等ということで、この度「社会福祉法人フレンドランド福祉会」、「社会福祉法人中東福祉会」、「社会福祉法人中蒲原福祉会」、「特定非営利活動法人せいむ」、「一般社団法人よりいの会」、「特定非営利活動法人わあなる」、こちらの 6 団体につきましては、この 6 か月の間で車両の数及びその書類ごとの数に変更がありまして、届出をいただいております。全体についての説明は、以上です。

(会 長)

ありがとうございます。ただいまのご説明に関して、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特になさいますので、次に団体ごとの実績報告をお願いいたします。

(事務局)

〈⑥「社会福祉法人自立生活福祉会」、⑦「社会福祉法人とよさか福祉会」、⑧「社会福祉法人いぶきサポート協会」の実績報告について資料に基づき説明〉

(会 長)

ただいまのご説明について、何かございますでしょうか。ないようですので、引き続き説明をお願いいたします。

(事務局)

〈⑨「特定非営利活動法人千草の舎」、⑩「特定非営利活動法人せいむ」、⑪「特定非営利活動法人グリーン」の実績報告について資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問はありますか。ないようですので、引き続きご説明をお願いいたします。

(事務局)

〈⑬「一般社団法人よりいの会」、⑭「特定非営利活動法人わあなる」、⑮「特定非営利活動法人C I L新潟」の実績報告について資料に基づき説明〉

(会 長)

ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明に関して、ご質問等はございますでしょうか。ないようでしたら、引き続きご説明をお願いいたします。

(事務局)

〈⑯「社会福祉法人新潟みずほ福祉会」、⑰「特定非営利活動法人たんぼぼカンパニー」の実績報告について資料に基づき説明〉

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、何かご質問はございますでしょうか。ないようですので、4の報告は終了させていただきます。

それでは、本日の議事を終了したいと思います。事務局から、今後の予定についてお願いいたします。

(司 会)

本日はご審議いただきまして、ありがとうございました。今回、協議が調った団体につきましては、協議が調った旨の文書を事務局より発行いたしますので、書類の差し替え等についてご意見があった団体に関してはご対応いただきましたうえで、県への登録手続きを取っていただきたいと思います。

委員の皆様からのご意見等につきましては、今後の協議会に反映していきたいと思

ので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

今後の日程についてですが、「特定非営利活動法人たんぽぽカンパニー」の登録期間が平成30年2月に満了となりますので、上半期の実績報告と併せて11月の上旬から中旬頃に運営協議会の開催を予定しております。開催の前に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の資料につきましては、個人情報が含まれておりますので、机上に置いていただきますようお願いいたします。

(鈴木久夫委員)

途中で言おうか少し迷っていたのですが、協議の4番のところと協議の6番のところ、言わずもがなで、申請したときには有効期間がきちんと入っているので書類としては完璧だと思うのですがけれども、免許証の更新のところ、**「社会福祉法人中東福祉会」**の4番の方は7月18日ですので間もなくということと、協議6番の**「社会福祉法人中蒲原福祉会」**が7月4日ということになっているので、当然更新されているかと思ひますけれども、上げる際に物でつけるのか口頭でお話しするのか分かりませんが、審査して出すところしてみると、多分その段階で有効だなということが必要なのかなという、事務方同士では、市であれ、県であれ、及び支局であれ、そう思われますので、一応連絡でもしたらいいのかなという感じがします。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。こちらの運営協議会にかかる時点では、まだ期限が切れていなくても、県にご提出するのは今後になりますので、必ずそういった期限の部分は新しいものに差し替えをしてご提出していただくように、事務局からも改めて団体にお話ししたいと思ひます。

(司 会)

ほかにご意見等がございましたらお願ひいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。